

国内募集型企画旅行条件書

※この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は岩手県旅行協同組合(以下「当社」)が企画・実施し、(株)ふるさと交通が受託販売する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行計画を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件は募集広告、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする最終日程表、及び当社の旅行業約款の募集型企画旅行の部によります。

(3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊等のサービス(以下「旅行サービス」)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2 お申込みと契約の成立

(1)所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、別に定める申込金を添えてお申し込みください。申込金は、旅行代金または取消料もしくは違約金の一部または全部として充当いたします。

(2)当社は、電話、郵便、ファックス等の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内(当社の定めた期間内)に申込書と申込金を提出していただきます。当社が申込書と申込金を受け取った時点で契約成立となります。この期間内に申込金を提出されない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。

(3)お申し込みの段階で、満室・満席その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社はおお客様の承諾を得て、お客様をキャンセル待ちのお客様として登録し、予約可能となるよう手配努力することがあります。この場合でも、当社は申込金を「お預かり金」として申し受けます。ただし、当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ち解除のお申し出があった場合、または結果として予約ができなかった場合は、当社は「お預かり金」を全額払い戻します。

(4)本項(3)の場合、お客様からお申し込みの撤回がなく、且つ当社が予約可能になった旨の通知を行った時点で旅行契約が成立するものとします。

(5)当社指定の銀行口座への旅行代金等の振込があった場合には、当社の領収書は銀行等の発行する振込金受領書を以て代えさせていただきます。

旅行代金	1万円未満	1万円～3万円未満	3万円～6万円未満	6万円～10万円未満	10万円以上
申込金	3,000円	6,000円	12,000円	20,000円	旅行代金の20%

3 お申し込み条件

(1)・健康を害している方 ・身体に障害のある方 ・妊娠中の方 ・補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置のために要する費用はお客様にご負担いただきます。

(2)お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。また小学生以下の方のご参加は、保護者の同行を条件とさせていただきます。

(3)お客様がご旅行中に疾病、傷害、その他の事由により医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施のため、必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

(4)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし当社が手配旅行契約で別途料金をいただく条件でお受けする場合があります。

(5)お客様のご都合により、旅行の日程から離脱される場合は、その旨及び復帰の有無、または復帰予定の日時について当社または添乗員にご連絡をいただきます。その場合、離脱された部分についての払い戻しはいたしません。

(6)特定のお客様層を対象とした、または特定の目的を有する旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。

(7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。

(8)その他、当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4 契約書面と最終旅行日程表(確定書面)の交付

(1)当社は旅行契約の成立後、速やかにお客様に旅行日程・旅行サービスの内容・旅行代金及びその他の旅行条件、当社の責任に関する事項を記載した書面(以下、契約書面)をお渡します。お申し込み時にお渡ししている場合はこの限りではありません。契約書面は、パンフレット・チラシ・本旅行条件書等によって構成されます。

(2)確定した旅行日程、主要な運送機関の名称及び宿泊施設名等が記載された確定書面は、旅行開始の前日までに交付いたします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以降の場合、旅行開始日当日までの交付になる場合があります。交付前であってもお問い合わせいただければ、手配状況についてご説明いたします。

5 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して14日目(日帰り旅行については7日目)にあたる日までにお支払いいただきます。お申し込みが旅行開始日の前日から起算して14日目にあたる日以降の場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

6 お支払い対象旅行代金

お支払い対象代金とは、募集広告等に旅行代金として表示した金額に、追加代金として表示した金額を加え、割引代金として表示した金額を差し引いた金額を言います。この合計金額が、申込金・取消料・違約料・変更補償金の額を算出する際の基準となります。

7 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空・船舶・鉄道等運送機関の運賃。(特に表示のない場合、航空機はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。)
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金。(旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。)
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- (6) 添乗員同行コースにおける添乗経費。
- (7) 消費税等諸税・サービス料金。

8 旅行代金に含まれないもの

前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

- (1) 飲み物代、クリーニング代、電話料金その他の個人的諸経費及びそれに伴う税・サービス料金。
- (2) 傷害、疾病に関する治療費。
- (3) 自宅から集合・解散地までの交通費、及び旅行開始前日・旅行終了当日等の宿泊費。
- (4) その他、旅行日程に明示されていないもの。

9 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の等の旅行サービスの提供中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに、当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容や、その他旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

10 旅行代金の変更

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常予想される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額する場合があります。

(2)本項(1)の定めるところにより旅行代金を増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前に、お客様に通知いたします。

(3)本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。

(4)第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

(6)一人部屋を利用するお客様から追加代金を申し受ける旨をパンフレットに記載した旅行にあって、複数で申し込まれたお客様のうちお一方が旅行契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、旅行契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

11 お客様による旅行契約の解除

《旅行開始前》

(1)お客様は、次に定める取消料を支払うことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

【取消料】

	取消日	取消料
旅行日の前日から起算して さかのぼって	1) 21日目にあたる日以前の解除 (日帰り旅行は11日目以前の解除)	無 料
	2) 20日目～8日目以内の解除 (日帰り旅行は10日目～8日目以内の解除)	旅行代金の20%
	3) 7日目～2日以内の解除	旅行代金の30%
	4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5) 旅行開始日の解除	旅行代金の50%
	6) 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

(2)当社の責任とならない各種ローンの取り扱い上及びその他渡航手続き上の事由に基づきお取り消しになる場合も、上記の取消料をお支払いいただきます。

(3)お客様は、次に掲げる場合において(1)の規定に関わらず旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

①旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。

ア、旅行開始日または旅行終了日の変更。

イ、入場する観光地・観光施設(レストランを含む)・その他の旅行の目的地の変更。

ウ、運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更。

エ、運送機関の種類または名称の変更。

オ、宿泊機関の種類または名称の変更。

カ、宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更。

キ、前各項に掲げる変更のうち、契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更。

②第10項(1)の規定に基づいて、旅行代金が増額されたとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の等の旅行サービスの提供中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて大きいとき。

④当社が規定の期日までに確定書面が交付されなかったとき。

⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

(4)本項(1)、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(申込金)から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が申込金で賄えない場合は、その差額を申し受けます。

(5)本項(3)により旅行契約が解除されたときは既に収受している旅行代金(申込金)を、解除の翌日から起算して7日以内に全額払い戻しいたします。

《旅行開始後》

(1)お客様のご都合により旅行契約を解除、あるいは一時離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし一切の払い戻しはいたしません。

(2)旅行開始後、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなったとき、また当社がその旨を告げたとき、お客様は不可能になった旅行サービス提供に関わる部分の契約を取消料を支払うことなく解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に関わる部分に相当する代金をお客様に払い戻しいたします。

12 当社による旅行契約の解除

《旅行開始前》

(1)お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金をお支払いにならないときは、当社は当該期日の翌日において、お客様が旅行契約を解除したものとして取り扱います。

(2)当社は次の場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除する場合があります。この場合には、既に収受している旅行代金または申込金の全額を払い戻しいたします。

①お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、職業、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に堪えられないと認められるとき。

③お客様が、他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。

④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

⑤お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は、旅行開始日からさかのぼって14日目(日帰り旅行においては4日目)より前に旅行の中止を通知いたします。

⑥スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、旅行契約の締結の際に明示したものが成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となる、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。

⑧お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

《旅行開始後》

(1)当社は、次に掲げる場合、旅行開始後であってもお客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

①お客様が病気、必要な介護者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、あるいはこれらの者または他の旅行者に対する暴行・脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

④お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

(2)当社が(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとしします。

(3)(2)の場合において、当社は旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスの部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料・違約料・その他の既に支払いまたはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(4)本項(1)の①、③により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様の負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

13 旅行代金の払い戻し時期

当社は第10項の(3)(4)(5)の規定により、旅行代金が減額された場合または第11項・第12項の規定により契約が解除された場合において、お客様に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

14 団体・グループの契約責任者

(1)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者(以下、契約責任者といいます。)を定めて契約責任者から旅行申込みがあった場合、旅行契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

(2)契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出していただきます。

(3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については何ら責任を負うものではありません。

(4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においてはあらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

15 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。

(1)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2)本項(1)の措置を講じたにも関わらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるように努め、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

16 添乗員等の業務

(1)添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。

(2)添乗員が同行する旅行にあつては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあつては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための業務及び当社らが必要と認める業務の全部または一部を行います。

(3)お客様は、旅行開始から旅行終了までの間において団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

(4)添乗員その他の者が業務に従事する時間帯は原則として8時から20時までとします。

17 当社の責任

(1)当社は旅行計画の履行に当たって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2)お客様が天変地災、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、運送・宿泊機関等の事故・火災により発生する損害、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など、またはこれによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮、官公署の命令、自由行動中の事故、食中毒、盗難その他の当社又は当社手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3)当社は、手荷物について発生した本項(1)の損害については、(1)の規定に関わらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

18 お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合には、当社はお客様からの損害賠償を申し受けます。

(2)お客様は、旅行契約を締結する際には当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスを提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者、現地ガイドまたは当該旅行サービス提供者の申し出なければなりません。

19 特別補償

(1)当社は第17項(1)に基づいて当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体、または手荷物に被った一定の損害について、募集型企画旅行契約約款別紙の特別補償規定で定めるところにより、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。

(2)携行品に係る損害補償金は15万円を限度として支払います。ただし一個または一対についての補償は10万円を限度とし、現金・小切手その他の有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等情報機器(コンピューター及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記載された情報、その他約款の特別補償規定第18条2項に定める品目については補償しません。

(3)お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領等によるものの他、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗その他の危険な運動中の事故によるものであるときは補償金及び見舞金を支払いません。

(4)当社が前項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の

一部または全部に充当します。

(5) 当社はお客様からのお求めに応じて、お客様が本旅行の行程から離れて行動するための手配を受けることがあります。この場合当該別行動の旅行は手配旅行契約に基づくものとなり、本項特別補償の適用はありません。

20 オプションツアーまたは情報提供

(1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する企画旅行(オプションツアー)の第19項(特別補償)の適用については、主たる旅行契約の旅行契約の一部として取り扱います。

(2) オプションツアーの企画者が当社以外の現地法人である旨をパンフレット等で明示した場合には、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第19項で規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき損害賠償金を支払います。ただし、当該オプションツアーの催行に関わる企画者の責任及びお客様の責任は、すべて当該オプションツアーが催行される現地法人及び当該企画者の定めによります。

(3) 当社はパンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第19項の規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

21 旅程保証

(1) 当社は、下表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(ただし次の①、②で規定する変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対して支払います。ただし、当該変更について当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。

イ、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

ロ、戦乱

ハ、暴動

ニ、官公署の命令

ホ、欠航、不通休業等による運送・宿泊機関等のサービス提供の中止

チ、遅延、運送スケジュールの変更等、当初の運行計画によらない運送サービスの提供

リ、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

②第11項、第12項に基づき、旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかる変更。

(2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1つの旅行契約につき旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、お客様1名に対して1つの旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3)当社は、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・サービスの提供をもって、金銭による変更補償金の支払いに代えさせていただくことがあります。

《変更補償金》

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金額＝1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1, 5%	3, 0%
②契約書面に記載した入場する観光地(レストランを含む)その他の旅行目的地の変更	1, 0%	2, 0%
③契約書面に記載した運送機関の等級またはより料金の低いものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです)。	1, 0%	2, 0%
④契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1, 0%	2, 0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1, 0%	2, 0%
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1, 0%	2, 0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1, 0%	2, 0%
⑧前各号掲げの変更の内、契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2, 5%	5, 0%
注1、「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日当日以降にお客様に通知した場合をいいます。		
注2、確定書面が交付された場合には、表中の「契約書面」を「確定書面」と読みかえた上でこの表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間、または確定書面の記載内容と実際に提供されたサービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。		
注3、③、④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。		
注4、④に掲げる運送機関の会社名変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
注5、④または⑥、もしくは⑦に掲げる変更が一乗車船等または一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等または一泊につき一件として取り扱います。		
注6、⑧に掲げる変更については、①から⑦までの率を適用せず、⑧によります。		

22 個人情報の取り扱いについて

(1)当社は、ご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただき、お客様からお申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、お客様へのより良い旅行商品・サービス提供のために、新しい旅行商品等のご案内や、アンケート・旅行のご感想の提供のお願い等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2)当社は、下記の場合を除き、お客様からお預かりした個人情報を第三者に開示・提供いたしません。

- ①お客様ご本人の同意がある場合。
 - ②法的な命令等により個人情報の開示・提供を求められた場合。
 - ③旅行サービスの提供機関や、当社の手配業務委託先に、旅行サービス手配に必要最小限度の情報を開示・提供する場合。
- (3)個人情報の開示・訂正・利用の停止・第三者への提供の停止等をご希望の方は当社までお申し出ください。お申し出の方がご本人であることを確認させていただいた上で、速やかに対応させていただきます。

23 その他

- (1)お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員・現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様の便宜をはかるため土産物店等にご案内をすることがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任でご購入していただきます。
- (3)ご旅行中けがをされた場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が困難な場合も考えられます。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細についてはお問い合わせください。
- (4)子供代金及び幼児代金は、ツアーごとに規定が異なります。パンフレット等でご確認ください。
- (5)本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日についてはパンフレット等の旅行条件に明示した日となります。
- (6)この条件書に定めのない事項については、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
- (7)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

岩手県旅行業協同組合
岩手県盛岡市本宮 2 丁目 36-3-101
(一社)全国旅行業協会正会員
岩手県知事登録旅行業 第 2-187 号

株式会社 ふるさと交通
岩手県盛岡市手代森16-23
(一社)全国旅行業協会正会員
岩手県知事登録旅行業 第 3-222 号
国内旅行業務取扱管理者 中島史賀